第六十七条第一項	記録し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）
第六十七条第三項	記録する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル
	電子調書の記録
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ
第六十九条	他の電磁的記録
	これをファイルに記録して電子調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）
	電子速記録を
	電子速記録
第七十二条	ファイルに記録して

記載し	
記載	
書面	
記載する	
調書に記載しなければ	
を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）	
調書の記載	
証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ	
書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの	
再生手続に係る事件の記録に添付して調書	
速記録	
速記録を	
速記録	
再生手続に係る事件の記録に添付して	